

自主保安高度化事業者制度の 見直しについて

2023年3月24日

高圧ガス保安室

1. 自主保安高度化事業者制度の概要について

- **自主保安高度化事業者制度**は、**リスクアセスメントの実施等を条件に規制の合理化等の特例措置を付与**する制度で、主にバッチ処理等を行う事業者（連続運転を行わない事業者）を対象としている。2017年4月の制度創設以降、これまでに三事業者が自主保安高度化事業者に認定されている。
- 国全体の高圧ガス分野の保安力向上のためには、**中堅事業者の保安レベルの向上が不可欠**であるところ、本制度の普及によって中堅事業者によるリスクアセスメントの実施が促されるなど、保安力向上が期待できる。そこで、本制度のさらなる普及を目的に、本制度に**新たな特例措置（開放検査周期の延長）**を導入することとしてはどうか。

通常の事業者

- 設置・変更工事・・・軽微な変更を除き、都道府県の許可
- 完成・保安検査・・・保安検査猶予期間 1 カ月
- 開放検査周期・・・最大3年

自主保安高度化事業者になり得る事業者を対象にヒアリングを実施したところ、**開放検査周期の延長の要望**があった。

令和元年度石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（高圧ガス取扱施設におけるリスクアセスメント及びリスクマネジメントの普及並びに教育の高度化に関する調査研究）より

自主保安高度化事業者

認定の要件

- ① リスクアセスメントの実施
- ② PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善
- ③ **寿命管理、開放検査体制及び検査記録の活用【新】**

規制の合理化内容（特例措置）

- ① 設置・変更工事
・・・許可が不要となる範囲（軽微変更）の拡大
- ② 完成・保安検査
・・・保安検査猶予期間の拡大（3 カ月）
- ③ 保安力の見える化
・・・自主保安高度化事業者認定マークの活用

④ 開放検査周期【新】・・・最大12年（通常の事業者は最大3年）

自主保安高度化
認定マーク



2. 新たな特例措置（開放検査周期の延長）について

- 現行の認定制度・スーパー認定制度においては、機器の適切な寿命管理が行えること、開放検査を行うために必要な体制が整備されていること、検査記録を適切に活用できること等の要件を満たすことを条件に、最大12年まで開放検査周期※を延長することが認められている。
※開放検査とは、設備を停止して設備の内部から目視検査・非破壊検査等を行うことによって設備の健全性を確認する検査をいい、事業者は一定の周期で開放検査を実施することが求められている。
- そこで、**自主保安高度化事業者制度においても、機器の寿命管理、開放検査体制、検査記録等の活用に関する要件を満たすことを条件に、最大12年まで開放検査周期の延長を認める特例措置※を導入することとしてはどうか**
※損傷要因が減肉に限られる設備のみを対象とすることを想定。
○ ※KHKS/PAJ/JPCA S 0851の活用を認めることによって、最大12年まで開放検査周期の延長を可能とする。
- なお、開放検査周期延長の特例措置は希望性とし、本特例措置を希望しない事業者に対しては、追加の要件の充足は求めないこととする。

自主保安高度化事業者制度の認定要件

- ・ 法人の代表者によるコミットメント
- ・ 保安管理システムの構築
- ・ 保安管理方針の策定
- ・ 危険源の特定
- ・ 保安管理目標・保安管理計画の策定
- ・ 事業所長によるリソースの適切な配分
- ・ 教育訓練の実施
- ・ 情報連絡体制の構築
- ・ 文書・記録の維持・管理
- ・ 緊急事態への対応

【新設】

開放検査周期延長の特例を受けるために必要な要件

- ・ 機器の寿命管理に関する事項※
- ・ 開放検査体制に関する事項
- ・ 検査記録等の活用に関する事項

※寿命管理を外部に委託する場合の責任の所在に関する事項を含む

現行の自主保安高度化事業者制度の認定要件に加え、
上記の各要件を充足する事業者には、
開放検査周期の延長を認める

(参考 1) 現行高圧ガス保安法の認定制度の概要

スーパー認定

認定の要件

通常認定の要件に加えて、以下の取組が必要

- ① 高度なリスクアセスメントの実施
- ② IoT、ビッグデータ等の新技術の導入
- ③ 高度な教育の実施
- ④ 連続運転期間、検査手法の適切な評価体制の整備
- ⑤ 第三者機関によるアドバイスを実施

規制の合理化内容

- ① 連続運転期間・・・8年以下（事業者が自由に設定した期間）
＜リスク・ベースドメンテナンス（リスクに応じた柔軟な保全）＞
- ② 開放検査周期・・・**最大12年（CBM認定事業者は12年超）**
- ③ 完成・保安検査・・・事業者自らが検査
- ④ 検査方法・・・事業者が自ら設定した方法
- ⑤ 設置・変更工事・・・許可不要な軽微変更範囲の更なる拡大
（熱交換器など、特定設備の取替え等）
- ⑥ 認定期間・・・7年間
- ⑦ 保安力の見える化・・・スーパー認定マークを活用

通常認定

認定の要件

- ① リスクアセスメントの実施
- ② PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善
- ③ 教育訓練の実施
- ④ 検査組織の設置
- ⑤ 保安・運転・設備管理組織の設置 等

規制の合理化内容

- ① 連続運転期間・・・4年間等（大臣に認められた期間）
- ② 開放検査周期・・・**最大12年**
- ③ 完成・保安検査・・・事業者自らが検査
- ④ 検査方法・・・大臣に認められた方法
- ⑤ 設置・変更工事・・・許可不要な軽微変更範囲の拡大
（特定設備の管台の取替え等）
- ⑥ 認定期間・・・5年間
- ⑦ 保安力の見える化・・・認定マークを活用

自主保安高度化事業者

認定の要件

- ① リスクアセスメントの実施
- ② PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善

③ 寿命管理、開放検査体制及び検査記録の活用（選択制）

規制の合理化内容

- ① 連続運転期間・・・1年間（1年に1度運転を停止して検査）
- ② 開放検査周期・・・**最大3年（左欄③認定者は最大12年）**
- ③ 完成・保安検査・・・都道府県が検査（**保安検査猶予期間（3カ月）**）
- ④ 検査方法・・・告示に定められた方法（KHKS）
- ⑤ 設置・変更工事・・・**許可不要な軽微変更範囲の拡大**
- ⑥ 認定期間・・・5年間
- ⑦ 保安力の見える化・・・**認定マークを活用**

通常の事業所

- ① 連続運転期間・・・1年間（1年に1度運転を停止して検査）
- ② 開放検査周期・・・**最大3年**
- ③ 完成・保安検査・・・都道府県が検査
- ④ 検査方法・・・告示に定められた方法（KHKS）
- ⑤ 設置・変更工事・・・軽微な変更を除き、都道府県の許可

高

事業者の自由度

低

3

高

保安力

低

(参考 2) 自主保安高度化事業者制度の対象事業者のイメージ

